

甲斐市地域公共交通計画素案作成業務  
における優先交渉権者選考審査基準

令和5年9月

甲斐市地域公共交通会議

## 1. 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

### 1.1 優先交渉権者の選考方法

- (1) 優先交渉権者については、企画提案並びにヒアリングにより評価する技術点と、提案価格から評価する価格点を指標として、「2.技術点・価格点の採点方法について」に定める採点方法により算出された技術点、価格点の合計点が最も高い者に決定する。  
ただし、次の条件を満たすことを前提とする。
  - ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
  - ・仕様書で示す各業務を十分理解されていること。
- (2) 最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。  
それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

### 1.2 技術点・価格点の配分

点数については、合計100点満点とし、得点配分については次のとおりとする。

合計点	100点	技術点	90点
		価格点	10点

## 2. 技術点・価格点の採点方法について

### 2.1 技術点の採点方法

#### (1) 企画提案書の評価

企画提案書の評価にあたり、評価者は評価項目ごと「甲斐市地域公共交通計画素案作成業務評価基準表」に基づき評価点を算出し、その合計点を評価者の評価点とする。(一人90点満点)

各評価者の評価点の平均値を提案者の技術点とする。

なお、評価者は、必要に応じて評価の根拠等をコメント欄に記述する。

技術点 = 各評価者の評価点の合計 / 評価者数 ※小数点以下第2位四捨五入

### 2.2 価格点の採点方法

全企画提案者中、最低見積額を満点とし、その割合を案分して評価する。

価格点の採点については、以下の計算式で算出する。

価格点 = 10点(満点) × (最低見積額 / 提案見積額) ※小数点以下切捨